

所得税及び復興特別所得税の確定申告がはじまります

～確定申告は自分で作成してお早めに～

平成26年分所得税の確定申告が2月16日（月）から下記の会場で始まります。期限間近になりますと、大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告書はできるだけ自分で作成して、お早めに提出してください。

■申告日時・会場

会 場	期 間	受付時間
名寄税務署	2月16日（月）～3月16日（月）	午前9時～午後5時
町民センター1階子供会室	2月16日（月）～3月13日（金）	午前9時～午前11時 午後1時～午後4時

申告書は、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の確定申告書等作成コーナーで作成することができます。

◎確定申告が必要な方

次に該当する方は、所得税の確定申告が必要ですので、期間内に申告を済ませてください。

- ①給与の収入金額が2千万円を超える方
- ②2箇所以上から給与を受けている方
- ③給与所得のほかに、年金や事業所得、不動産所得などがある方
- ④年末調整をしていない方

◎申告に持参するもの

- ①印鑑
- ②確定申告書
- ③収入や経費を証明できる書類（源泉徴収票、収入内訳書）
- ④生命保険料、地震保険料、国民年金保険料の各控除証明書、医療費控除の年間支払額が証明されている書類（領収書等）
- ⑤還付申告の方は本人の預金口座がわかるもの、納める方は口座使用印鑑をご持参ください。

◎確定申告をすれば税金が戻る方

年末調整が済んでいる方で次に該当する場合は、確定申告（還付申告）をすることによって、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ・家屋を住宅借入金等で新築、購入又は増改築等をした場合
（住宅借入金等の控除等で初めて還付を受ける場合は必ず確定申告が必要です）
- ・多額の医療費を払った場合など

◎要介護認定者を対象とする障害者控除について

身体障がい者手帳、精神障がい者手帳を有している方等が障害の程度に応じて、障害者控除、特別障害者控除の対象とされています。また、介護保険法の要介護認定により普通障害、特別障害に準ずるとして町長の認定を受けた場合に、障がい者等と同様に控除の対象となります。

新たに控除を受けるためには町長が発行する認定書が必要となりますので、詳しくは保健福祉課介護保険係（TEL32-2000）までお問い合わせください。

◎医療費控除について

納税者本人や生計を一にするご家族のために1年間に支払った医療費について、一定の金額の所得控除を受けることができます。

控除できる「医療費」には、介護保険料の利用者負担の一定額も含まれます。施設や事業者が発行する領収書をきちんと保管しておき申告してください。

医療費控除を受ける際には、領収書とともに、医療を受けた個人ごと病院ごとに内訳を記入した、「医療費の明細書」を作成し添付します。用紙は、役場住民課に用意してありますので、ご記入の上、確定申告当日にご持参ください。



◆医療費控除額の出し方

支払った医療費の合計額 － 保険金などで補てんされる金額^(注1) － 10万円^(注2)

（注1：高額医療費、高額介護合算療養費や生命保険契約などで支払われる入院費給付金など

（注2：所得金額が200万円未満の方は所得の5%の金額）

■平成26年分の確定申告から適用される主な改正事項

【住宅ローン控除の適用期限の延長と控除限度額の改正】

住宅借入金等特別控除について、その適用期限が平成29年末まで延長されるとともに、平成26年4月1日以後平成29年末までの間に一定の住宅の取得等又は認定住宅の新築等をした場合における最大控除額が拡充されました。

一般住宅 改正前 20万円 改正後 40万円

認定長期優良住宅 改正前 30万円 改正後 50万円

※住宅ローン控除の適用を初めて受ける場合は必ず確定申告をする必要があります。なお、給与所得者は、確定申告をした年分の翌年以降の年分については年末調整でこの特別控除の適用を受けることができます。

◎次のような誤りが多く見られますのでご注意ください

- ・一時所得の申告漏れ（生命保険の満期などを確認してください）
- ・医療費控除の計算誤り
（インフルエンザの予防接種費用など控除の該当にならないものもあります）
- ・配偶者特別控除の適用誤り
（年末調整から配偶者の所得が変更になった場合など注意してください）

税に関する情報は、国税庁ホームページ www.nta.go.jp

e-Taxに関する情報は、e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

確定申告に関する問い合わせは、役場住民課税務係（電話32-2422）

名寄税務署（電話01654-2-2157）までご相談ください。

中学校スキー部 全国大会へ

第47回北海道中学校スキー大会が1月10日（土）から12日（月）に倶知安町旭が丘クロスカントリースキーコースでおこなわれ、中学校スキー部7名が参加。力強い走りで健闘しました。フリー競技で3年生の十川涼矢くんが4位、2年生の辻あすかさんが8位、クラシカル競技で2年生の村上伊吹くんが9位、瀬川結貴さんが6位とそれぞれ入賞を果たし、全国大会出場の切符を手にしました。キャプテンの十川くんは「全国大会出場はいろいろな人の支えがあって達成できました。それぞれの力を発揮し全国大会を楽しんで走りたい」と全国大会への抱負を話してくれました。

全国大会は、2月5日（木）から8日（日）まで青森県大鰐町で開催されます。



和寒中学校スキー部のみなさん

自衛官等募集

■受験種目	■応募資格	■受付期間	■試験期日
一般・技術 幹部候補生	20歳以上28歳未満 (平成27年4月1日現在) ※学士等取得状況により異なります。	3月1日(日)～5月1日(金) ※締切日必着	5月16日(土)・17日(日) ※17日は飛行要員希望者のみ
予備自衛官補 (一般)	18歳以上34歳未満 (平成27年7月1日現在)	3月24日(火)まで ※締切日必着	4月10日(金)～14日(火) の間のいずれか1日を指 定されます。
予備自衛官補 (技能)	18歳以上55歳未満 (平成27年7月1日現在) ※保有する国家資格等により異なります		
自衛官候補生 (男子)	18歳以上27歳未満 (採用予定月の1日現在)	年間を通じて行っています	2月20日(金)・21日(土) 2月27日(金)・28日(土) 旭川駐屯地

■お問い合わせ先 自衛隊旭川地方協力本部 名寄出張所
住所 〒096-0011 名寄市西1条南9丁目45
電話 01654-2-3921
※受験申し込みは、和寒町役場総務課でも対応いたします。

